



## 『有機溶剤作業主任者技能講習』のご案内

本講習は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第22号(屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第6の2に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業)の規定による有機溶剤作業主任者を対象にした講習です。

### 記

- 日程 2026年7月15日(水) 9:45～17:20 (受付開始 9:15)  
2026年7月16日(木) 9:45～18:40 (受付開始 9:15)
  - 会場 ひらしん平塚文化芸術ホール 多目的ホール (神奈川県平塚市見附町16-1)  
講習会場には駐車スペースはありませんので、公共交通機関をご利用下さい。
  - 講師 協会専任講師
  - 定員 80名
  - 受講料 \*税込み(昼食代 8%・その他 10%)  
(会員) 15,770円(受講料12,500円、テキスト1,650円  
昼食代(2日分)1,620円含む)  
(非会員) 16,320円(受講料12,500円、テキスト2,200円  
昼食代(2日分)1,620円含む)
  - 申込方法 支部ホームページからNET申込、または添付の有機溶剤作業主任者技能講習申込書に  
必要事項をご記入の上、支部事務局宛てにFAXでお申込み下さい。  
FAX送付先 0463-74-6402  
お問い合わせ先 0463-74-6401
  - 振込先 三菱UFJ銀行 平塚駅前支店 (普) 4297230 (社)神奈川労務安全衛生協会平塚支部  
横浜銀行 平塚支店 (普) 0110438 //
- 振込手数料のご負担、開講日の10日前迄のお振込みをお願い致します。**
- 本人確認 この有機溶剤作業主任者技能講習を受講される方は講習会当日下記①～⑧にあげたうちの  
いずれかの本人確認証明書をご持参ください。受付時に確認させていただきます。

- ①国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)
- ②住民基本台帳(住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本(謄本)
- ③健康保険被保険者証(健康保険証) ④パスポート(旅券) ⑤学生証、卒業証明書
- ⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- ⑦H28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
- ⑧ // 再交付技能講習修了証

- 携行品 2日目の試験時用に鉛筆(B・2B)、消しゴム
- 修了証 2日間の教育を修了し試験に合格された方には、当協会が発行する「修了証」を交付致します。
- その他 **キャンセルは開講日の支部稼働4日前迄にお願い致します。以降返金はできません、ご了承願います。**  
**※請求書が必要な場合は、下記アドレス、又は、電話でその旨をご連絡ください。**

[hiratsuka3@roaneikyo.or.jp](mailto:hiratsuka3@roaneikyo.or.jp)

FAX 申込みの方も支部返信 Mail より受講票、請求書を取りだすことが可能です。  
Mail アドレスの記入と振込先銀行の選択をお願いします。(300円の割引はありません)  
\*Mail アドレス:  
\*振込先:どちらかに○ 三菱UFJ or 横浜銀行

※申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。

月分	第 回
----	-----

開催日	2026年7月15.16日
-----	---------------

会員番号					
------	--	--	--	--	--

## 有機溶剤作業主任者技能講習申込書

※印は記入しないこと

神奈川労働局長登録 登録番号80

※受講No.	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	受 講 者 現 住 所 (〒番号は必ず記入して下さい)	テキスト	
					要	否×
		男・女	西暦 年 月 日	〒		
		男・女	西暦 年 月 日	〒		
		男・女	西暦 年 月 日	〒		
		男・女	西暦 年 月 日	〒		

ご注意：「本人確認」が可能な証明書等（詳細下記参照）を提示して頂きます。

本人確認可能な証明書等とは次のものとなります。①国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）②住民基本台帳（住基カード）・マイナンバーカード・住民票・戸籍抄本（謄本）③健康保険被保険者証（健康保険証）④パスポート（旅券）⑤学生証・卒業証明書⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書⑦平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証⑧ 同 再交付技能講習修了証。

西暦 年 月 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会長殿

本講習は、労働基準法年少者労働基準規則第8条により満18才に満たない者を就かせてはならない定めとなっています。

必須→ 受講料振込予定日 年 月 日

事業場名  
所在地 〒  
担当者所属・氏名  
TEL FAX

ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。